

教第 61 号議案

神戸市公民館条例の一部を改正する条例に関する意見決定の件

神戸市公民館条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和 31 年 11 月 19 日教育委員会規則第 8 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

平成 30 年 12 月 21 日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市公民館条例の一部を改正する条例に関する意見
神戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定については異議ありません。

平成 年 月 日

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳

教委地第 1154 号

平成 30 年 12 月 21 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 様

神戸市長 久元 喜造

神戸市公民館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、神戸市公民館条例（昭和 26 年 5 月条例第 42 号）の一部を改正する条例を制定するに当たり、神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：教育委員会事務局総務部地域連携推進課）

第 号議案

神戸市公民館条例の一部を改正する条例の件

神戸市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 月 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公民館条例の一部を改正する条例

神戸市公民館条例（昭和26年5月条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条の表神戸市立住之江公民館の項中「，和室」を削る。

別表第1号ア中

会議室	第1会議室， 第2会議室， 第3会議室， 第4会議室又 は第5会議室	800円	500円	500円	800円
	第6会議室	2,300円	1,500円	1,500円	2,300円
和室		800円	500円	500円	800円

を

会議室	第1会議室， 第2会議室又 は第3会議室	800円	500円	500円	800円
	第4会議室A	1,000円	700円	700円	1,000円
	第4会議室B	1,400円	900円	900円	1,400円
	第4会議室A 及び第4会議 室B	2,400円	1,600円	1,600円	2,400円

に改め

る。

附 則

この条例は、平成31年6月1日から施行する。

理 由

神戸市立住之江公民館別館の建替えを行うに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市公民館条例 ぬきがき

(___は, 改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(施設)

第4条 次の表の左欄に掲げる公民館に, それぞれ同表の右欄に掲げる施設を置く。

神戸市立 住之江公 民館	会議室, <u>和室</u> , 調理 室, 体育室及びロビー その他の便益施設
略	略

別表 (第8条関係)

(1) 施設の使用料

ア 神戸市立住之江公民館

施設 の 名 称	使用料				
	午前 (午前9 時から正 午まで)	午後		夜間 (午後6 時から午 後9時 まで)	
		(午後1 時から午 後3時 まで)	(午後3 時から午 後5時 まで)		
会 議 室	第1 会 議 室, 第2 会 議 室, 第3 会 議 室,	略	略	略	略

又
は

第 4 会 議 室 又 は 第 5 会 議 室				
第 6 会 議 室	2,300 円	1,500 円	1,500 円	2,300 円
— — —	— — —	— — —	— — —	— — —
— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —	— — — — — — —
和室	800円	500円	500円	800円
略	略	略	略	略

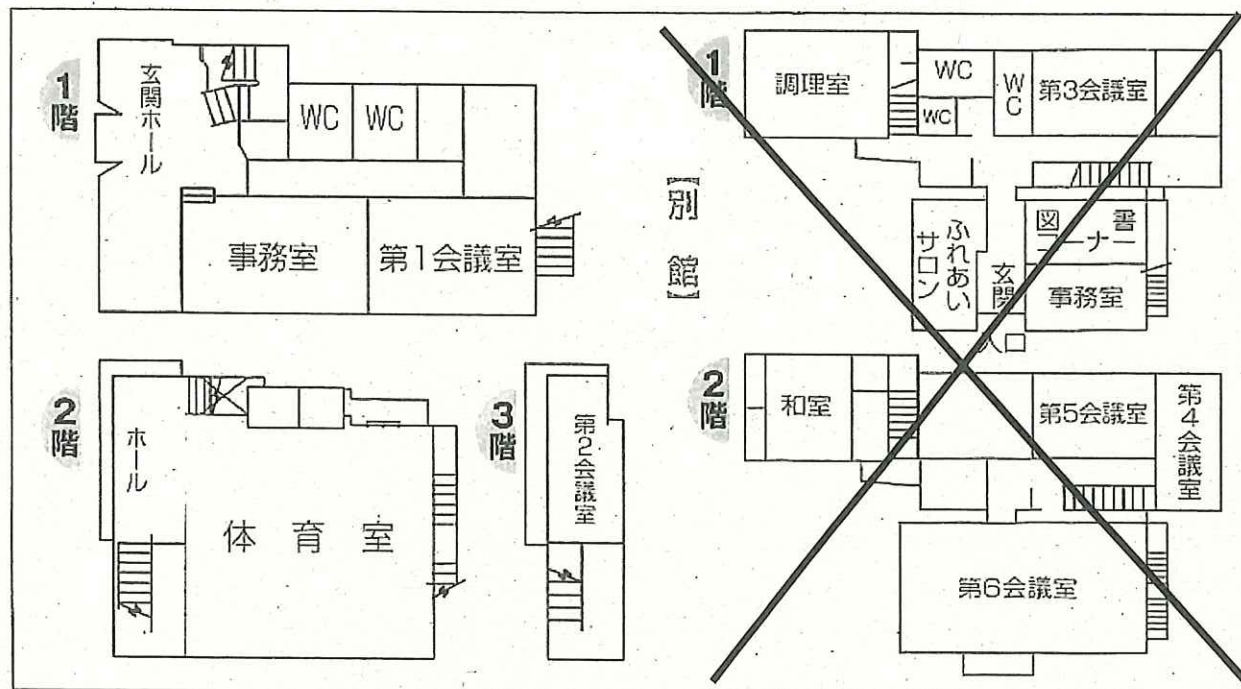
— — — — —				
第 4 会 議 室 A	1,000 円	700円	700円	1,000 円
第 4 会 議 室 B	1,400 円	900円	900円	1,400 円
第 4 会 議 室 A 及 び 第 4 会 議 室 B	2,400 円	1,600 円	1,600 円	2,400 円
— — — — —	— — — — —	— — — — —	— — — — —	— — — — —

(2) 略

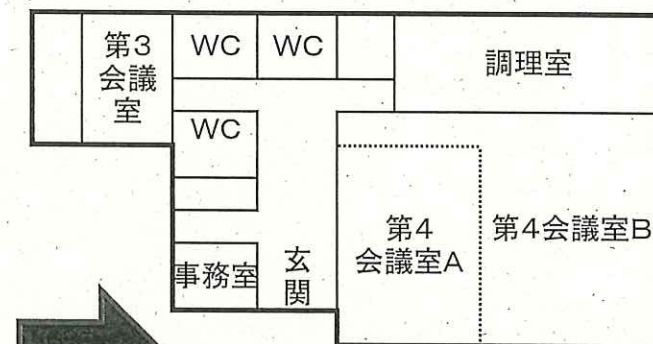
住之江公民館概要

1. 所在地 (本館) 東灘区住吉宮町2丁目2-3
(別館) 東灘区住吉宮町2丁目1-3
2. 開館年月日 昭和51年5月29日
3. 延床面積 (本館) 431㎡
(別館) 544㎡ → 300㎡
4. 休館日 月曜日、祝日、年末年始
5. 配置図

本館、別館(旧施設)



別館(新施設)



鉄骨造平屋建て

住之江公民館使用料(案)

(現行)

	部屋名	面積(m ²)	午前(9時～正午)	午後(1時～3時)	午後(3時～5時)	夜間(6時～9時)
			金額	金額	金額	金額
本館	第1会議室	35	800	500	500	800
本館	第2会議室	21.13	800	500	500	800
別館	第3会議室	33	800	500	500	800
別館	第4会議室	33	800	500	500	800
別館	第5会議室	28.96	800	500	500	800
別館	第6会議室	100	2,300	1,500	1,500	2,300
別館	和室	46.8	800	500	500	800
別館	調理室	46.8	1,400	900	900	1,400
本館	体育室	145.29	900	600	600	900

(改正案)

	部屋名	面積(m ²)	午前(9時～正午)	午後(1時～3時)	午後(3時～5時)	夜間(6時～9時)
			金額	金額	金額	金額
本館	第1会議室	35	800	500	500	800
本館	第2会議室	21.13	800	500	500	800
別館	第3会議室	36	800	500	500	800
別館	第4会議室A	48	1,000	700	700	1,000
別館	第4会議室B	66	1,400	900	900	1,400
別館	第4会議室(A及びB)	114	2,400	1,600	1,600	2,400
別館	調理室	48	1,400	900	900	1,400
本館	体育室	145.29	900	600	600	900